

財務省第2入札等監視委員会 平成29年度第2回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成30年1月19日（金） 東北財務局7階第一会議室	
委員	委員長 青木雅明（東北大学大学院経済学研究科会計大学院教授） 委員 高木龍一郎（東北学院大学副学長） 委員 成田由加里（公認会計士）	
審議対象期間	平成29年7月1日（土）～平成29年9月30日（土）	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	2件	契約件名：（H29）東小白川住宅ほか1住宅エレベーター設備改修工事 契約相手方：東芝エレベーター株式会社東北支社 （法人番号 5010701006785） 契約金額：14,277,600円 契約締結日：平成29年7月3日 担当部局：東北財務局
		契約件名：釜石税務署空調設備改修その他工事 契約相手方：株式会社浅間建設（法人番号6400601000006） 契約金額：67,824,000円 契約締結日：平成29年8月28日 担当部局：仙台国税局
随意契約（公共工事）	一件	
競争入札（物品役務等）	2件	契約件名：（H29）榴ヶ岡住宅ほか19住宅消防用設備等点検その他業務 契約相手方：東北浅野防災設備株式会社（法人番号7370001006390） 契約金額：27,540,000円 契約締結日：平成29年7月3日 担当部局：東北財務局
		契約件名：アルコール検知器の購入 契約相手方：株式会社セント（法人番号1370001008806） 契約金額：1,682,640円 契約締結日：平成29年7月7日 担当部局：仙台国税局
随意契約（物品役務等）	一件	
応札（応募）業者数1者関連	3件	※（H29）東小白川住宅ほか1住宅エレベーター設備改修工事に同じ ※釜石税務署空調設備改修その他工事に同じ ※（H29）榴ヶ岡住宅ほか19住宅消防用設備等点検その他業務に同じ
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	次葉のとおり	次葉のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 契約件名：(H29) 榴ヶ岡住宅ほか19住宅消防用設備等点検その他業務 契約相手方：東北浅野防災設備株式会社 (法人番号7370001006390) 契約金額：27,540,000円 契約締結日：平成29年7月3日 担当部局：東北財務局</p> <p>1者応札となった要因について、どのように考えているか。</p> <p>消防用設備点検をできる業者は少ないのか。</p> <p>【事案2】 契約件名：(H29) 東小白川住宅ほか1住宅エレベーター設備改修工事 契約相手方：東芝エレベーター株式会社東北支社 (法人番号 5010701006785) 契約金額：14,277,600円 契約締結日：平成29年7月3日 担当部局：東北財務局</p> <p>1者応札となっているが、東芝製のエレベーター改修工事に他社の参加が難しい事情はあるのか。</p> <p>保守管理契約において、対応できないのか。</p> <p>既存エレベーターのメーカー以外の参加が難しいとなると、価格がメーカーの言いなりとなる可能性があるが、予定価格はどのように積算しているか。</p>	<p>前年度は消防用設備点検業務のみの発注であったが、今年度は住宅用火災警報器等の取替を合わせて発注しており、作業効率の面や入居者との日程調整等に労力を要することから、業者の入札参加意欲を鈍らせたものと考えている。</p> <p>消防用設備点検をできる業者は少なくはないが、東日本大震災以降、マンション等の建設が進んだことから、繁忙になっている可能性はある。</p> <p>部品の追加取替については、一般的に既存エレベーターのメーカーの部品を使用することから、他業者の参加意欲を鈍らせたものと考えている。</p> <p>本件改修工事は、法令改正に伴う改修工事であるため、保守管理契約では対応できない工事となっている。</p> <p>受注生産となる部品は業者見積を査定し、労務費や諸経費は国の基準により適正に積算している。 なお、本件入札は、1回目の入札金額が予定価格を上回ったことから不落となり、2回目以降で落札されている。</p>
<p>【事案3】 契約件名：釜石税務署空調設備改修その他工事 契約相手方：株式会社浅間建設 (法人番号6400601000006) 契約金額：67,824,000円 契約締結日：平成29年8月28日 担当部局：仙台国税局</p> <p>一者応札の要因は何か。</p> <p>低入札の要因は何か。</p>	<p>応札業者に対しヒアリングを実施したところ、釜石地区は震災復興事業により、各業者とも多忙であり、労務者の確保も難しい状況とのことであった。 また、本工事は現状の執務体制を維持したまま、土日祝日に行う工事となるため、工期が長いことも入札参加に至らなかった要因であると考えられる。</p> <p>空調設備の納入金額について、当方の積算に比べ</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】 契約件名：アルコール検知器の購入 契約相手方：株式会社セント （法人番号1370001008806） 契約金額：1,682,640円 契約締結日：平成29年7月7日 担当部局：仙台国税局</p> <p>アルコール検知器を購入している理由は何か。</p> <p>参加した2者以外の業者でも参加可能だと思われるが、なぜ参加業者が2者になったのか。</p> <p>参加した2者について、応札金額の単価に大幅な差異が生じているが、なぜこのような差異が生じたのか。また、予定価格はどのように算定したのか。</p> <p>【総評】 設備設置したメーカー以外では対応が難しい改修等については、コスト削減の観点からも設備設置と合わせて保守管理契約を締結し対応できるように検討してほしい。</p> <p>調達する物品等でインターネットにより市場価格が明確にわかるものについて、明らかに高い価格で入札した者には理由を聴取する等の調査を検討してほしい。</p>	<p>て、かなり低く抑えられたことが低入札の要因となった。</p> <p>国税局及び税務署においては、多数の官用車を保有し、日常的に公務にて自動車を運転する機会が多いことから、アルコール濃度を測定するため、事前に呼気検査を実施しているものである。</p> <p>少量の調達であれば、他業者も参加可能であったと聴取しているが、本案件については、200台の一括調達ということもあり、参加可能であった業者が2者となっている。</p> <p>メーカーからの仕入ルートや、メーカーとの取引状況によっては、単価を下げる事が可能な場合と不可能な場合があると参加業者から聞いている。一般に市販されている物品を購入する際には、複数の業者から取引の実例価格を聴取し、取引数量による割引や値引を十分考慮した上で、予定価格を算定している。</p>